

# 第1章 総則

## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号、以下「災対法」という。）及び原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工、原子炉、貯蔵、再処理、廃棄、使用（保安規定を定める施設）及び事業所外運搬（以下「運搬」という。))により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し、原子力災害の復旧を図るために必要な対策について、町がとるべき措置を定め、総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の性格

### 1 垂井町の地域に係る原子力災害対策の基本となる計画

この計画は、垂井町の地域に係る原子力災害対策の基本となるものであり、国の防災基本計画原子力災害対策計画及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画）に基づいて作成したものであって、指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように、緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町及び関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし、たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

### 2 垂井町における他の災害対策との関係

この計画は、「垂井町地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり、この計画に定めのない事項については「垂井町地域防災計画（一般対策計画）（地震対策計画）」に拠るものとする。

### 3 計画の修正

この計画は、災対法第42条の規定に基づき、毎年検討を加え、防災基本計画又は町の体制、組織等の見直し等により修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

## 第3節 計画の周知徹底

この計画は、関係行政機関、関係公共機関その他防災関係機関に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められるものについては住民への周知を図るものとする。また、各関係機関においては、この計画を熟知し、必要に応じて細部の活動計画等を作成し、万全を期すものとする。

## 第4節 計画の作成又は修正に際し遵守すべき指針

地域防災計画（原子力災害対策計画）の作成又は修正に際しては、原災法第6条の2第1項の規定により、原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」を遵守するものとするとともに岐阜県地域防災計画（原子力災害対策計画）との整合性を図るものとする。

## 第5節 計画の基礎とするべき災害の想定

本町は、最寄りの原子力事業所から最短距離で約63kmに位置しているが、本町周辺の原子力事業所において原子力災害が発生した場合、その直接的な影響が本町に及ぶことを前提として、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故を踏まえ、対象とする原子力事業所及び予測される影響を次のとおりとし、町として必要な対策を進める。

### 1 岐阜県周辺の原子力事業所

#### (1) 本計画で対象とする原子力事業所

原災法施行令第2条の2の規定により、岐阜県が関係周辺都道府県として定められている下表の原子力事業所とする。

次章以降において、「原子力事業所」又は「原子力事業者」とあるのは、それぞれ下表に記載する「発電所」又は「事業者」を指すものとする。

事業者名	日本原子力発電株式会社	
発電所名	敦賀発電所	
所在地	福井県敦賀市明神町	
距離	垂井町役場（垂井町1532番地の1）から約63km	
号機	1号機	2号機
電気出力	35.7万kW	116.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	107.0万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.3.14	S62.2.17

事業者名	関西電力株式会社		
発電所名	美浜発電所		
所在地	福井県三方郡美浜町丹生		
距離	垂井町役場（垂井町 1532 番地の 1）から約 63km		
号機	1号機	2号機	3号機
電気出力	34.0 万 kW	50.0 万 kW	82.6 万 kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	103.1 万 kW	145.6 万 kW	244.0 万 kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S45.11.28	S47.7.25	S51.12.1

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	高速増殖原型炉もんじゅ		
所在地	福井県敦賀市白木		
距離	垂井町役場（垂井町 1532 番地の 1）から約 64km		
号機	—		
電気出力	28.0 万 kW		
原子炉型式	高速増殖炉		
熱出力	71.4 万 kW		
燃料種類	プルトニウム・ウラン混合酸化物、劣化ウラン		
運転開始	未定		

事業者名	独立行政法人日本原子力研究開発機構		
発電所名	原子炉廃止措置研究開発センター（通称「ふげん」）		
所在地	福井県敦賀市明神町		
距離	垂井町役場（垂井町 1532 番地の 1）から約 63km		
号機	—		
電気出力	16.5 万 kW		
原子炉型式	新型転換炉		
熱出力	55.7 万 kW		
燃料種類	二酸化ウラン燃料、ウラン・プルトニウム混合酸化物燃料		
運転開始	S54.3.20（運転終了 H15.3.29）		

## (2) 近県に所在する原子力事業所

前記(1)以外に、近県（福井県、石川県及び静岡県）には、下記に記載する4原子力事業所（以下「近県事業所」という。）が所在している。

岐阜県は、これら近県事業所を運営する原子力事業者との間で取り交わした交換文書「原子力事業所の安全の確保及び異常時の通報並びに平常時の交換について」（以下「近県事業者との交換文書」という。）に基づく通報・連絡並びに情報交換体制を確立していることから、町は、県からこれらの事業者から警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に係る通報があった旨の連絡を受けた場合は、本計画に記載する緊急事態応急対策に準じ、必要な対策を講じる。

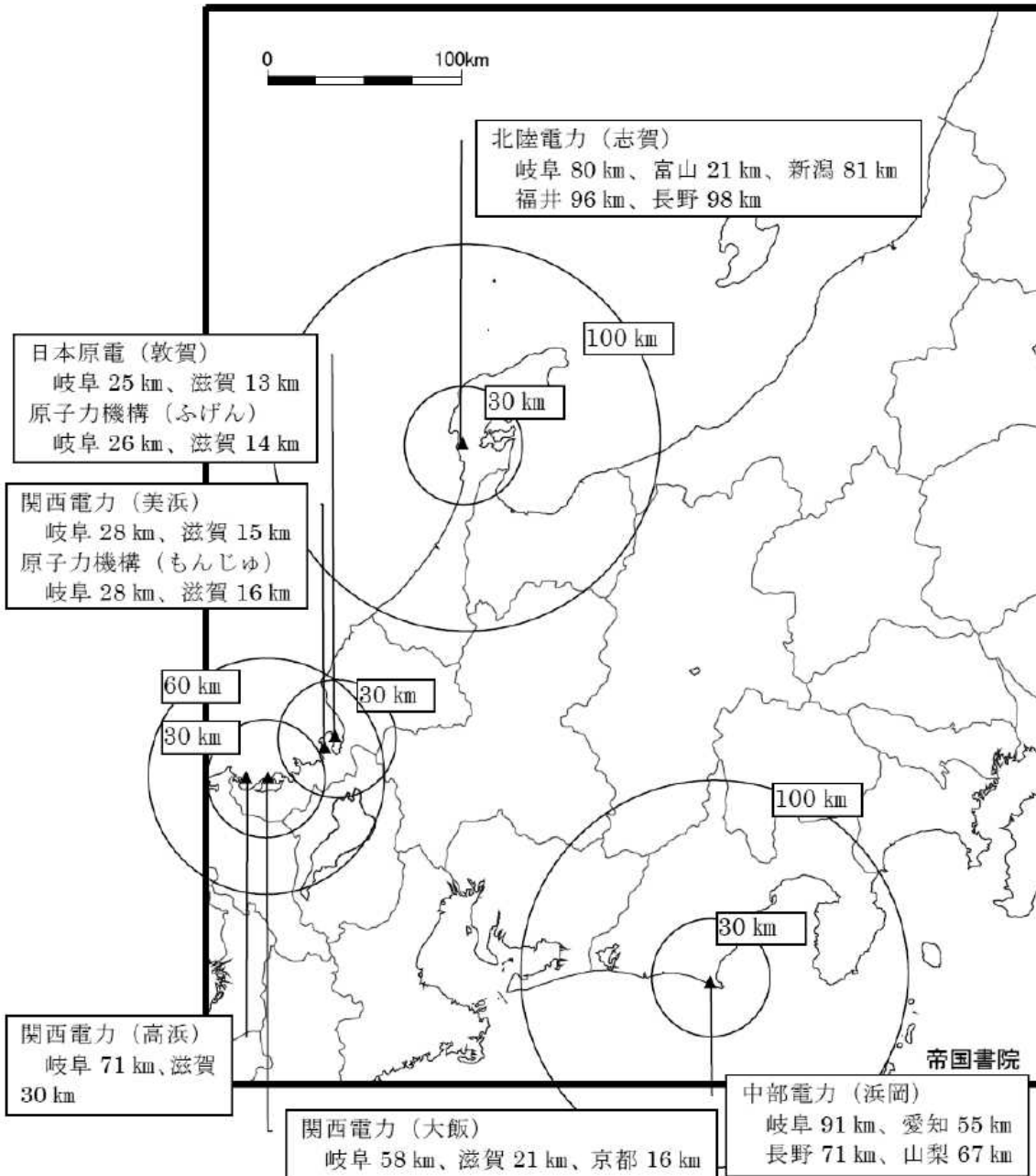
事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	大飯発電所			
所在地	福井県大飯郡おおい町大島			
距離	垂井町役場（垂井町 1532 番地の 1）から約 82km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	117.5万kW	117.5万kW	118.0万kW	118.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW	342.3万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S54.3.27	S54.12.5	H3.12.18	H5.2.2

事業者名	関西電力株式会社			
発電所名	高浜原子力発電所			
所在地	福井県大飯郡高浜町田ノ浦			
距離	垂井町役場（垂井町 1532 番地の 1）から約 94km			
号機	1号機	2号機	3号機	4号機
電気出力	82.6万kW	82.6万kW	87.0万kW	87.0万kW
原子炉型式	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉	加圧水型軽水炉
熱出力	244.0万kW	244.0万kW	266.0万kW	266.0万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S49.11.14	S50.11.14	S60.1.17	S60.6.5

事業者名	北陸電力株式会社	
発電所名	志賀原子力発電所	
所在地	石川県羽咋郡志賀町赤住	
距離	垂井町役場（垂井町 1532 番地の 1）から約 189km	
号機	1号機	2号機
電気出力	54万kW	120.6万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	H5.7.30	H18.3.15

事業者名	中部電力株式会社				
発電所名	浜岡原子力発電所				
所在地	静岡県御前崎市佐倉				
距離	垂井町役場（垂井町 1532 番地の 1）から約 169km				
号機	1号機	2号機	3号機	4号機	5号機
電気出力	54.0万kW	84.0万kW	110.0万kW	113.7万kW	138.0万kW
原子炉型式	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	沸騰水型軽水炉	改良型沸騰水型軽水炉
熱出力	159.3万kW	243.6万kW	329.3万kW	329.3万kW	392.6万kW
燃料種類	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料	低濃縮二酸化ウラン燃料
運転開始	S51.3.17 (運転終了 H21.1.30)	S53.11.29 (運転終了 H21.1.30)	S62.8.28	H5.9.3	H17.1.18

岐阜県周辺の原子力事業所位置図



## 2 計画の基礎とすべき災害の想定

### (1) 原子炉施設

原子炉施設においては、多重の物理的防護壁が設けられているが、これらの防護壁が機能しない場合は、放射性物質が周辺環境に放出される。その際、大気へ放出の可能性のある放射性物質としては、気体状のクリプトンやキセノン等の放射性希ガス、揮発性の放射性ヨウ素、気体中に浮遊する微粒子（以下「エアロゾル」という。）等がある。これらは、気体状又は粒子状の物質を含んだ空気の一団（以下「プルーム」という。）となり、移動距離が長くなる場合は拡散により濃度は低くなる傾向があるものの、風下方向の広範囲に影響が及ぶ可能性がある。また、特に

降雪がある場合には、地表に沈着し長期間留まる可能性が高い。さらに、土壌や瓦礫等に付着する場合や冷却水に溶ける場合があり、それらの飛散や流出には特別な留意が必要である。実際、平成23年3月に発生した東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故においては、格納容器の一部の封じ込め機能の喪失、熔融炉心から発生した水素の爆発による原子炉建屋の損傷等の結果、放射性セシウム等の放射性物質が大量に大気環境に放出された。

また、炉心冷却に用いた冷却水に多量の放射性物質が含まれて海に流出した。

従って、事故による放出形態は必ずしも単一的なものではなく、複合的であることを十分考慮する必要がある。

#### (2) 輸送中の事故

旧原子力安全委員会の防災指針付属資料「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」では、想定事象に対する評価結果として、「原災法の全面緊急事態に至る可能性は極めて低く、仮に緊急事態に至った場合においても事故の際に対応すべき範囲は、一般に公衆被ばくの観点から半径15m程度」とされており、これを基本として、対策を講じる必要がある。

### 3 予想される影響

広範囲に放射性物質が拡散するような事故を想定し、最寄りの原子力事業所（敦賀発電所）の位置において東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故と同様の放射性物質の放出があった場合、風向き、風速、降雨等の気象条件が重なれば、岐阜県が実施した「放射性物質拡散シミュレーション結果（平成24年9月公表。同年11月追補版公表。以下「シミュレーション結果」という。）により示される影響の可能性あることを踏まえ、必要な対策を進める。

### 4 計画が対象とする地域の範囲

町は、指針の示す目安距離である「原子力施設から概ね30km」及び行政区域、その他の自然・社会的周辺状況を踏まえ、緊急防護措置を準備する区域（UPZ：Urgent Protective action Zone）外に位置しているが、シミュレーション結果を踏まえ、岐阜県の原子力災害対策を強化する地域（原子力災害対策強化地域）として位置付けられており、町全体を本計画による防災対策の実施対象地域とし、必要な措置を講じる。

（県シミュレーション結果）

- (1) 甲状腺等価線量が週50ミリシーベルト以上（内部被ばく）となる可能性が示された地域：有
- (2) 実効線量が年間20ミリシーベルト以上（外部被ばく）となる可能性が示された地域：有

## 第6節 防災関係機関の事務又は業務の大綱

原子力防災に関し、町及び県が処理すべき事務又は業務の大綱については、次のとおりとする。

また、指定行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱は、一般対策計画 第1章第3節「防災に関する組織」を準用する。

### 1 町

- (1) 町防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) 防護資機材（避難誘導等に必要な資機材）の整備
- (5) 防護対策資料の整備

- (6) 災害対策本部等の設置、運営
- (7) 災害状況の把握及び通報連絡
- (8) 緊急時モニタリングへの協力
- (9) 住民の避難、屋内退避及び立入制限
- (10) 飲食物の摂取制限
- (11) 避難者等のスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布への協力
- (12) 緊急輸送、必需物資の調達
- (13) 放射性物質による汚染の除去への協力
- (14) 県が行う原子力防災施策への協力
- (15) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

### 2 県

- (1) 岐阜県防災会議に関する事務
- (2) 原子力防災に関する広報、教育及び訓練
- (3) 通信連絡設備の整備
- (4) モニタリング設備、機器の整備
- (5) 防護資機材（スクリーニング資機材、安定ヨウ素剤を含む）の整備

- (6) 防護対策資料の整備
- (7) 災害対策本部等の設置、運営
- (8) 災害状況の把握及び通報連絡
- (9) 緊急時モニタリング
- (10) 住民の避難（広域調整）及び立入制限
- (11) 飲食物の摂取制限



- (12) 避難者等のスクリーニング、安定ヨウ素剤の配布
- (13) 緊急輸送、必需物資の調達
- (14) 放射性物質による汚染の除去
- (15) 町が処置する事務及び事業の指導、指示、あっせん等
- (16) 原災法及び関係法令等に基づく必要な処置

## 第2章 原子力災害事前対策

本章は、原災法及び災対法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害の事前対策を中心に定めるものである。

### 第1節 情報の収集・連絡体制等

町は、県、その他防災関係機関と原子力防災体制に関する情報の収集及び連絡を円滑に行うため、次に掲げる事項について体制等を整備しておくものとする。

#### 1 情報の収集・連絡体制

##### (1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、確実な情報の収集・連絡体制を確保する。

##### (2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、県と協議し多様な情報の収集・連絡体制を整備する。

##### (3) 連絡体制について

一般対策計画 第3章第4項第2節「災害情報の収集・伝達」を準用する。

#### 2 情報の分析整理と活用体制

##### (1) 人材の育成・確保及び専門家の意見の活用体制

町は、県と連携し、収集した情報を的確に分析整理するための人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう体制の整備に努めるものとする。

##### (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、県と連携し、平常時から原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。

##### (3) 防災対策上必要とされる資料の対策本部等への備え付け

町は、県と連携し、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等の資料を整備し、定期的に更新するとともに、災害情報を集約する場所に常備するものとする。

## 第2節 通信の確保

一般対策計画 第3章第3項第3節「通信の確保」を準用する。

## 第3節 組織体制等の整備

町は、原子力災害時の応急対策活動を迅速かつ効果的に行うため、以下の体制を整備するとともに、マニュアル等の整備に努めるものとする。

### 1 原子力災害警戒体制

町は、次の場合に原子力災害警戒体制をとる。

- (1) 県から、町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生の連絡があったとき。
- (2) 県から、原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む）発生の連絡があったとき。

### 2 原子力災害警戒本部体制

町は、次の場合に、原子力災害警戒本部体制をとる。

- (1) 県から、町内において核燃料物質等の事業所外運搬中における施設敷地緊急事態（原災法第10条第1項に規定する事象）発生の連絡があったとき。
- (2) 県から、原子力事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象発生の連絡があったとき。
- (3) 町長が必要と認めたとき。

### 3 災害対策本部体制

町は、次の場合に、町本部を設置し非常体制をとる。

- (1) 県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。
- (2) 県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態（原災法第15条に規定される事態）が発生した場合。
- (3) 町長が必要と認めたとき。

## 第4節 長期化に備えた動員体制の整備

町は、県及び関係機関と連携し、事態が長期化した場合の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

## 第5節 広域防災体制の整備

町及び防災関係機関は原子力防災体制について相互に情報交換し、防災対策の充実に努める。また、町は、他の市町村との応援協定の締結を図るなど広域的な応援体制の整備に努めるものとする。

### 1 防災関係機関相互の情報交換

町は、平常時から県、その他防災関係機関と、原子力防災体制に係る相互の情報交換を行い、防災対策の充実に努めるものとする。

### 2 広域的な応援協力体制

町は、緊急時における広域的な応援体制の整備を図るため、県の協力のもと、他の市町村等との相互応援協定の締結等、連携を図るものとする。

### 3 緊急消防援助隊の受入体制

町及び不破消防組合は、消防相互応援体制を整備するとともに、緊急消防援助隊の派遣要請のための手順や受入体制の整備に努めるものとする。

### 4 自衛隊の災害派遣要請等の体制

町長は、知事に対し自衛隊の派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順や受入体制の整備に努めるものとする。

## 第6節 緊急時モニタリング体制の整備

町は、県、国、関係機関等が実践する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移動手段の提供等に協力できる体制の整備に努める。

## 第7節 屋内退避、避難等活動体制の整備

町は、全面緊急事態となった場合は、放射性物質の放出前であっても事態の進展に応じ、屋内退避を行うこと、また、その放出後は避難の判断基準（OIL：Operational Intervention Level）に基づく避難を行うことを基本とした県が策定する「原子力災害に係る岐阜県・市町村広域避難方針」（以下「広域避難方針」という。）に基づき、県の支援を得て、対応体制の整備に努めるものとする。

### 1 避難体制の整備

#### (1) 避難のあり方に係る整理

町は、県等関係機関と連携し、広域避難方針を踏まえた避難のあり方の整理等に努める。

#### (2) 避難所等の調整体制の整備

町は、避難先及びスクリーニング実施場所等について、緊急時に県と連携を図りながら調整を行うことができる体制の整備に努める。

## 2 避難所等の整備

### (1) 避難先、スクリーニング実施場所

町は、学校等の公共的施設を中心に、その管理者の同意を得て、当該施設を避難及びスクリーニングの実施場所の選定に努めるものとする。また、要配慮者に十分配慮する。

町は、避難やスクリーニング等の場所として選定した建物については、必要に応じ、衛生管理等避難生活の環境を良好に保つための設備の整備に努めるものとする。

### (2) 避難誘導用資機材、移送用資機材、車両

町は、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両の整備に努めるものとする。

### (3) 屋内退避施設

町は、屋内退避施設の調査・整備に努めるものとする。

### (4) 物資の備蓄・調達

町は、県及び民間事業者と連携し、避難所で必要とされる食料その他の物資の確保に努めるものとする。

## 3 要配慮者等の避難誘導・移送体制等の整備

町は、避難行動要支援者・要配慮者及び一時滞在者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、自治会、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者等に関する情報の把握・共有・避難誘導体制の整備に努めるものとする。

なお、避難行動要支援者の広域避難については、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」（平成25年8月。内閣府防災担当）を踏まえ対応する必要がある。

これについては、国と関係府県（福井・岐阜・滋賀・京都）の協議会のワーキンググループにおいて重要な検討課題の1つとして位置づけ、平成25年に改正された災対法に基づく各市町村での避難行動要支援者名簿や個別計画の策定状況も踏まえながら検討を行う予定としており、その検討結果を踏まえ対応するものとする。

## 4 避難所・避難方法等の周知

町は、避難所、避難方法、屋内退避の方法について、日ごろから住民への周知徹底に努めるものとする。

## 5 広域的な避難に係る協定の締結

町は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、県とも連携を図りながら、他県の市町村との広域一時滞在に係る相互応援協定等を締結する等、広域避難体制の整備に努めるものとする。

**第8節 学校、医療機関等における避難計画の策定・防災訓練の実施**

学校、病院等医療機関、社会福祉施設は、原子力災害時における園児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）、入院患者、入所者等の安全を確保するため、あらかじめ避難計画の策定に努めるとともに、防災教育・防災訓練の実施に努めるものとする。

**第9節 スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示等に係る体制の整備**

町は、県が実施するスクリーニングや、安定ヨウ素剤配布・服用指示、避難者の健康管理等の活動に協力するための体制の整備に努めるものとする。

**第10節 飲食物の摂取制限等に関する体制の整備**

町は、県及び国による飲食物の摂取制限指示が出された場合に備え、住民への指示伝達、周知方法並びに対応体制等をあらかじめ定めておくとともに、住民への飲食物の供給体制をあらかじめ定めておく。

**第11節 防災業務関係者の安全確保に必要な資機材の整備**

町は、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保を図るための資機材の整備に努めるものとする。

また、町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時から、県と相互に密接な情報交換に努めるものとする。

**第12節 住民等への情報提供体制の整備**

原子力災害が発生した場合、住民に対し災害情報等を迅速かつ的確に提供するため、町は、県と連携し、住民等に提供すべき情報項目の整理や多様なメディアの活用等情報提供体制の整備に努めるものとする。

**1 情報項目の整理**

町は、県と連携し、情報収集事態又は警戒事態発生後の経過に応じて住民等に提供すべき情報の項目について整理に努めるものとする。

なお、原子力災害においては、専門的な用語を用いた情報が多くあることから、分かりやすく正確な表現を用いることを念頭に置き、情報項目の整備に努めるものとする。

## 2 情報提供体制

町は、県と連携し、住民等及び報道関係機関に対しの確な情報を継続的に提供できるよう、その体制の整備に努めるものとする。

情報提供体制の整備に当たっては、原子力災害の特殊性を踏まえ、要配慮者及び一時滞在者に対し、災害情報が迅速かつ的確に提供されるよう、自主防災組織、自治会、まちづくり協議会、民生委員・児童委員等との協力・連携に努めるものとする。

## 3 住民相談窓口の設置等

町は、県と連携し、住民等からの問い合わせに対応する住民相談窓口の設置等について、体制等の整備に努めるものとする。

## 4 多様なメディアの活用体制の整備

町は、報道機関の協力のもと、ソーシャルメディア等のインターネット、CATV等多様なメディアの活用体制の整備に努めるものとする。

# 第13節 住民に対する原子力防災知識の普及啓発

町は、県と協力し、住民等に対する原子力防災に係る知識の普及啓発を図るため、次に掲げる事項等について、広報活動に努めるものとする。

- (1) 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- (2) 原子力施設の概要に関すること
- (3) 原子力災害とその特性に関すること
- (4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- (5) 屋内退避や避難、安定ヨウ素剤の予防服用等、緊急時にとるべき行動及び留意事項等に関すること

# 第14節 防災訓練の実施

町は、県と連携し定期的に訓練を実施し、防災業務関係者の技術の習熟、防災関係機関相互の連携等を図るものとする。

# 第15節 防災業務関係者の人材育成

町は、原子力防災対策の円滑な実施を図るため、県等が実施する原子力防災に関する研修に、防災業務関係者を積極的に参加させるなどして、人材育成に努めるものとする。

また、町は県と連携し、専門家を招へいする等により、次に掲げる事項等について、原子力防災業

務関係者に対する研修を実施するものとする。

(1) 原子力防災体制に関すること

(2) 原子力施設の概要に関すること

(3) 原子力災害とその特性に関すること

(4) 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること

(5) モニタリング実施方法及び機器に関すること

(6) 原子力防災対策上の諸設備に関すること

(7) 緊急時に町、県及び国が講じる対策の内容に関すること

(8) 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

(9) スクリーニング、安定ヨウ素剤予防服用に関すること

(10) その他緊急時対応に関すること

## 第16節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する防災体制の整備

町内における核燃料物質等の運搬中の事故による原子力災害の発生及び拡大の防止のため、町内において核燃料物質等の運搬を予定する原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「輸送に係る事業者等」という。）、町、県、警察、消防機関は、事故発生場所があらかじめ特定されないこと等、運搬中事故の特殊性を踏まえつつ、事故時の措置を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。

### 1 輸送に係る事業者等

輸送に係る事業者等は、次に掲げる事故時の措置が迅速かつ的確に実施できるよう、応急措置の内容、対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際には、これらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。また、事故時の措置を迅速かつ的確に実施するために、必要な要員を適切に配置する。

(1) 町、国、県、警察、消防機関等への迅速な通報

(2) 消火、延焼防止の措置

(3) 核燃料輸送物の安全な場所への移動、関係者以外の者の立ち入りを禁止する措置

(4) モニタリングの実施

(5) 運搬に従事する者や付近にいる者の退避

(6) 核燃料物質等による汚染・漏えいの拡大防止及び除去

(7) 放射線障害を受けた者の救出、避難等の措置

(8) その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置



## 2 町及び県

町及び県は、事故の状況把握及び関係機関への連絡体制を整備するとともに、国の指示に基づき、又は独自の判断により、事故現場周辺の住民等の避難等、一般公衆の安全を確保するための必要な措置を実施するための体制の整備に努めるものとする。

## 3 警察

警察は、事故の状況把握並びに事故の状況に応じて警察職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するための体制を整備する。

## 4 消防機関

消防機関は、事故の通報を受けた場合の県への報告、事故の状況把握並びに事故の状況に応じて消防職員の安全確保を図りつつ、輸送に係る事業者等と協力して、消火、人命救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

## 第3章 緊急事態応急対策

本章は、県から情報収集事態、警戒事態及び施設敷地緊急事態の発生の連絡があった場合の対応及び全面緊急事態に至ったことにより原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものである。

これら以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じ対応する。

### 第1節 通報連絡、情報収集活動

町は、県から、情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する連絡があった場合、速やかに、災害等の状況把握のため、情報収集伝達に努めるものとする。

#### 1 施設敷地緊急事態等発生情報等の連絡

(1) 情報収集事態、警戒事態、施設敷地緊急事態又は全面緊急事態に関する通報・連絡があった場合、町は、県から連絡を受けた事項について、関係する地方指定公共機関及び防災業務関係者へ連絡する。

##### ア 原子力事業者の通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないものの、その可能性がある事故・故障又はそれに準じる事故・故障が発生した場合は、警戒事態として、国へ連絡するとともに、県及び関係機関等への連絡に備える。

##### イ 国の連絡

国は、警戒事態の発生を確認するとともに、県に連絡し、公衆に対し情報提供を行う。

##### ウ 県の連絡

県は、国から連絡を受けた事項について、町、警察に直ちに連絡する。

##### エ 町の連絡

町は、県から連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

(2) 原子力事業者からの施設敷地緊急事態発生の通報があった場合

##### ア 原子力事業者の通報

原子力事業者の原子力防災管理者は、施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合、直ちに県をはじめ国、警察等に同時に文書をファクシミリで送付する。さらに、主要な機関に対してはその着信を確認する。

##### イ 国の連絡

国は、該当事象について、発生の確認と原子力緊急事態宣言を発出すべきか否かの判断を直ちに行い、事象の概要、今後の進展の見通し等事故情報等について、県及び警察に連絡し、公衆に対し情報提供を行う。

## ウ 県の連絡

県は、原子力事業者及び国から通報・連絡を受けた事項について、町、警察に直ちに連絡する。

## エ 町の連絡

町は、県からの連絡を受けた事項について、関係する指定地方公共機関に連絡する。

## オ 原子力防災専門官からの連絡

原子力保安検査官等現地に配置された国の職員は、施設敷地緊急事態発生後、直ちに現場の状況等を確認し、また、原子力防災専門官は、収集した情報を整理し、県に連絡することとされている。

- (3) 県のモニタリングポストで施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値（毎時  $5\mu\text{Sv}$ ）の検出を発見した場合

## ア 県から原子力防災専門官への連絡

県は、通報がない状態において県が設置しているモニタリングポストにより、施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は、直ちに国の原子力防災専門官に連絡するとともに、必要に応じて原子力事業者を確認を行う。

## イ 原子力防災専門官による状況確認の指示

連絡を受けた原子力防災専門官は、直ちに現地の原子力保安検査官と連携を図りつつ、原子力事業者に施設の状況確認を行うよう指示することとされており、県はその結果について速やかに連絡を受ける。

## 2 応急対策活動情報の連絡

- (1) 施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報、被害情報等の連絡

町は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、県及び防災関係機関等と密接に連携を取るものとする。

## ア 原子力事業者の情報連絡

原子力事業者は、施設の状況、応急対策活動及び被害の状況等について、県へ定期的に文書により連絡することとされている。

## イ 国等からの情報収集等

県は、国（原子力防災専門官を含む。）から情報を収集するとともに、原子力事業者等から連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動状況等を随時、国、町、警察及びその他防災関係機関に連絡するなど、相互の連絡を密にする。

## ウ 町の情報連絡

町は、指定地方公共機関との間において、県等から通報、連絡を受けた事項、自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど連絡を密にする。

## エ 現地事故対策連絡会議との連携

県は、国の現地事故対策連絡会議との連携を密にする。

- (2) 全面緊急事態における連絡等（緊急事態宣言発出後の応急対策活動情報、災害情報の連絡及び調整等）

町は、県等から通報、連絡を受けた事項及び自ら行う応急対策活動の状況等について、県及び防災関係機関等と密接に連携を取るとともに、講ずべき措置について、県等と調整を行うものとする。

ア 情報の共有

県は、オフサイトセンター内に設置される原子力災害合同対策協議会に職員を派遣し、原子力施設の状況やモニタリング情報、住民避難や屋内退避の状況等について、常時継続的に必要な災害情報を共有し、県が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行う。

イ 派遣職員の業務

県は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、自ら行う緊急事態応急対策活動、被害の状況に関する情報を随時連絡するとともに、派遣職員は、国、原子力事業者、その他防災関係機関との共有情報等を県の災害対策本部に連絡する。

## 第2節 活動体制の確立

町は、原子力災害に対応するため、災害対策本部等を設置し、活動体制を確立する。

### 1 町の活動体制

- (1) 情報収集事態発生時の情報収集体制の強化

町は、県から情報収集事態が発生した旨の連絡があった場合は、必要に応じて職員を参集させ、情報収集、集約、伝達及び関係課、関係機関等との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒体制に移行できるようにする。

- (2) 原子力災害警戒体制

町は、次の施設基準に該当する場合には、情報収集及び関係機関との連絡調整を行うとともに、事態の推移に応じて原子力災害警戒本部体制に移行できる体制をとる。

ア 設置基準

(ア) 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中の事故発生時の連絡があったとき。

(イ) 原子力事業所において警戒事態に該当する事象（該当する自然災害を含む。）が発生した旨の連絡が県からあったとき。

(ウ) 町長が必要と認めたとき。

イ 体制をとる部（班）

別途マニュアルにて定める。

ウ 原子力災害警戒体制の廃止

原子力災害警戒体制の廃止は、次の基準による。

(ア) 発電所の状況に鑑み、施設敷地緊急事態に至るおそれなくなり、国や原子力発電所所在

県においても原子力災害警戒体制を解除することとなったとき。

(イ) 原子力災害警戒本部又は災害対策本部が設置されたとき。

### (3) 原子力災害警戒本部体制

町は、次の設置基準に該当する場合には、町長を本部長とする原子力災害警戒本部を設置する。

#### ア 設置基準

(ア) 町内において核燃料物質等の事業所外運搬中における施設敷地緊急事態（原災法第10条第1項に規定する事象）発生について県から連絡があったとき。

(イ) 原子力事業所における施設敷地緊急事態に該当する事象発生について県から連絡があったとき。

(ウ) 町長が必要と認めたとき。

#### イ 体制をとる部（班）

別途マニュアルにて定める。

#### ウ 原子力災害警戒本部の廃止

原子力災害警戒本部の廃止は、次の基準による。

(ア) 原子力災害警戒本部長が、原子力施設の事故が終結又は事故対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めるとき。

(イ) 災害対策本部が設置されたとき。

### (4) 災害対策本部体制

町は、次の設置基準に該当する場合には、町長を本部長とする災害対策本部を設置する。

#### ア 設置準備

(ア) 本町又は県の地域の一部が原災法第15条第2項に規定される原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき。

(イ) 本町又は県の地域の一部が原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域とならない場合であっても、原子力事業所において全面緊急事態が発生した場合。

(ウ) 町長が必要と認めたとき。

#### イ 体制をとる部（班）

別途マニュアルにて定める。

#### ウ 災害対策本部の廃止

災害対策本部の廃止は、次の基準による。

(ア) 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき。

(イ) 災害対策本部長が、原子力施設の事故が終結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。

## 2 応援要請及び職員の派遣要請等

### (1) 緊急消防援助隊の派遣要請

町及び不破消防組合は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動要請依頼を行う。

## (2) 他の自治体の応援要請

町は、必要に応じ、「岐阜県及び市町村災害時相互応援協定」及び県外都市との相互応援協定等により、応援を要請する。

## 3 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣要請の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を依頼する。

自衛隊の派遣要請手続きは、「一般対策計画 第3章第2項第4節 自衛隊災害派遣要請」による。

## 第3節 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

## 1 被ばく管理ための連携確保

町は、防災業務関係者の安全確保を図るため、災害対策本部（又は、現地災害対策本部）と現場指揮者との連携を密にして、適切な被ばく管理を行うものとする。

## 2 防護対策

## (1) 防護資機材の装着、配備等

町は、必要に応じ、防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着及び安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。

## (2) 防護資機材の調達

町は、防護資機材に不足が生じ又は生じるおそれがある場合は、県やその他防災関係機関に対し、防災資機材の調達を要請するものとする。

## 3 防災業務関係者の被ばく管理

## (1) 防災業務関係者の防護指標

防災業務関係者の放射線防護については、防災業務従事者の被ばく線量上限値が指針に明示されるまでの間、当面は従前の原子力防災方針（原子力安全委員会 平成22年8月最終改訂）に基づき行うものとする。

## (2) 被ばく管理

町は、被ばく管理を担う要員を置くとともに、被ばく管理を行う場所を指定して必要により除染等を行うものとする。

## (3) 緊急被ばく医療派遣チームの派遣要請

町、県、警察は、国の緊急時医療本部及び緊急被ばく医療派遣チームと、緊密な連携のもと被ばく管理を行うものとする。また、必要に応じて専門医療機関等の協力を得る。

## 第4節 緊急モニタリング活動

町は、国、県、関係機関等が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう、必要な情報の提供、要員の移動手段の提供等に協力する。

## 第5節 屋内退避、避難等の防護活動

町は、県に施設敷地緊急事態に該当する事象が発生した旨の通報があった場合は、県の総合的な判断を踏まえ、予防的対応（屋内退避等）を行う。また、国と県が連携して実施する緊急時モニタリングの結果、町内に指針の指標を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、指針を踏まえた国の指示に基づく県からの伝達により、屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告、又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する。また、住民避難の支援が必要な場合は、県に支援を要請する。

### 1 避難・屋内退避の対応方針

#### (1) 初動時における県独自の予防的対応（屋内退避）

町は、県の助言等を参考に屋内退避の指示等を行うものとする。

	県のシミュレーションで以下の線量となる可能性が示された地域（垂井町）	
	甲状腺等価線量 50mSv/週の地域 （ヨウ素吸入）	実効線量 20mSv/年の地域 （セシウム沈着）
施設敷地緊急事態 （原災法第10条）	今後の情報について住民等へ注意喚起事故の進展に伴う屋内待避等の実施に備え、職員参集などの準備	
全面緊急事態 （原災法第15条）	◎今後の情報について住民等へ注意喚起事故の進展に伴う屋内退避の実施に備え、職員参集などの準備	今後の情報について住民等へ注意喚起事故の進展に伴う屋内退避等の実施に備え、職員参集などの準備
ヨウ素サンプラー での放射性ヨウ素 検出	◎屋内退避指示（特にモニタリング強化）	◎県災害対策本部が必要と認める地域について屋内待避指示等

◎は県独自の対応。プルーム通貨に対しては屋内退避を基本

#### (2) 避難等に係る判断、指示

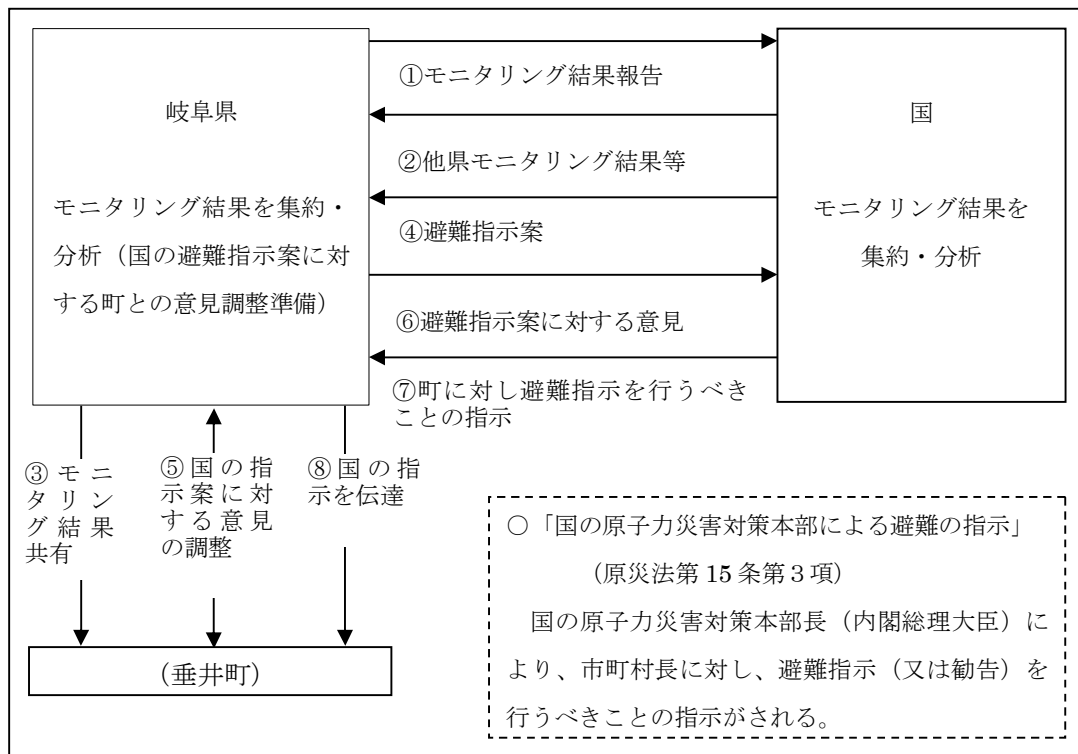
国の原子力災害対策本部は、施設敷地緊急事態の通報後、国が把握した緊急時モニタリング結果と指針の指標（計測可能な判断基準：O I L）を踏まえ、輸送手段、経路、避難所の確保等の要素を考慮して、屋内退避又は避難の判断を行い、町に対し、屋内退避・避難等の勧告・指示を行うべき旨の指示案を県に伝達する。

町は、県から国の指示案の伝達を受けるとともに、当該指示案に対する県の意見を踏まえ、住民の避難が必要な場合は、県と連携して勧告等の判断を行うものとする。

上記のとおり、避難等の判断は、国による判断を基本とするが、県内におけるモニタリング結果において、指針の指標（O I L）を超える値が計測された場合等、県災害対策本部において、

特に速やかな避難が必要と認めた場合は、町の意見を聞いた上で、県の判断により、町に避難等を指示する。

【国の原子力災害対策本部による避難の判断の流れ】



【指針の指標】

	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施	1日内を目途に区域を特定し、1週間程度内に避難（一時移転）を実施
計測可能な判断基準（OIL） （モニタリング実測値で判断）	毎時 500 μSv （マイクロシーベルト）	毎時 20 μSv （マイクロシーベルト）

※ 地上1mで計測した場合の空間放射線量率

2 避難の実施

(1) 避難先の決定

町及び県は、広域避難方針に基づき、連携して受入市町村の候補を選定し、該当受入市町村と調整を図ったうえで避難先を決定する。

県外への避難が必要となった場合には、広域避難方針に基づき対応するとともに、中部9県1市相互応援協定、県外都市との災害時相互応援協定等を活用する他、国・県等に対し支援を要請し、避難先を決定する。

(2) 避難手段の確保

避難は、自家用車等による避難を原則とするが、これによる避難が困難な場合は、町及び県が所有する車両又は町及び県が支援要請した公共輸送機関による避難を行う。



### (3) 避難に資する情報の提供と避難誘導

町は県と協力し、住民に対し、避難先、避難経路を周知のうえ、避難誘導を実施する。

また、県はスクリーニング場所の所在、災害の概要その他避難に資する情報の提供を行う。

### (4) 避難の実施における関係機関の連携

町及び県は、避難の実施にあたり、関係機関と連携するとともに、関係機関は、支援、協力に努める。

## 3 避難所

町は、県の支援のもと、避難所の適切な運営管理を行う。原子力災害発生時において、特に留意すべき点は、以下のとおり。

### (1) 避難所の確保

町は、県と連携し、必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設する。

町、県は国と連携し、被災者の避難及び収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じ、他の施設への移動を避難者に促す。

町、県は、国と連携し、避難の長期化等を踏まえ、避難者の健全な住生活の早期確保のために、必要に応じ、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅、民間賃貸住宅及び空き家等利用可能な既存住宅のあっせん及び活用等により、避難所の早期解消に努める。

### (2) 避難者への心身のケア

町は、県と連携し、被災者の健康状態を十分に把握し、心のケアを含めた対策を行う。

### (3) 安定ヨウ素剤の服用に係る説明

町は、県と連携し、必要がある場合は、指針等を踏まえ、安定ヨウ素剤の予防服用の効果、服用対象者、禁止事項等について避難者へ説明を行うものとする。

## 第6節 要配慮者への配慮

町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関して、要配慮者に十分配慮する。特に、高齢者、障がい者、乳幼児、児童、妊婦の避難所での健康状態の把握等に努めるものとする。

また、応急仮設住宅への入居については、要配慮者に十分配慮した応急仮設住宅の設置等に努めるほか、優先的に実施するものとし、住宅建設に関する情報の提供についても十分配慮するものとする。

## 第7節 安定ヨウ素剤の配布、服用指示、スクリーニング

町は、県に協力し、緊急時において住民等を原子力災害から保護するため、スクリーニング、安定ヨウ素剤の配布、服用指示等に必要な体制の整備に努めるものとする。

## 1 住民に対するスクリーニングの実施

国の原子力災害対策本部は、指針等に基づき、避難の際の住民等に対するスクリーニングを行う際の基準を決定し、県に連絡するものとされている。

県は、指針に基づき、町及び原子力事業者と連携し、国及び指定公共機関の協力・支援のもと、避難した住民等について、サーベイメータ等によるスクリーニングを実施する。

また、必要に応じて拭き取り等の簡易除染を行う。

※今後、国の指針等で示される避難住民、車両等に対するスクリーニングを行う基準、実施時期、範囲、レベル、場所、機器、人員体制を検討し、整備するものとする。

## 2 安定ヨウ素剤の配布、服用指示

### (1) 安定ヨウ素剤の配布場所（事前準備）

プルーム通過については屋内待避を基本とし、国の判断に基づき、町内のコンクリート造りの公共施設等において、医療従事者の立会いのもと、住民に対し安定ヨウ素剤配布・服用を支持する。

安定ヨウ素剤の予防服用の対象年齢、事前配布の要否、医療従事者立会いの考え方等については、「安定ヨウ素剤配布・服用に関する解説書」（原子力規制庁 平成 25 年 10 月 9 日改定）及び別途定める「安定ヨウ素剤取扱いマニュアル」によるものとする。

### (2) 服用・指示

#### ア 県の対応

安定ヨウ素剤の服用に当たっては、被災市町村との調整を踏まえて選定した公共施設等において、「指針」及び「安定ヨウ素剤の配布・服用に当たって」（原子力規制庁原子力防災課作成）、並びに「県安定ヨウ素剤取扱マニュアル」を踏まえ、医療従事者の立会いのもとで住民に配布を行い、服用を指示する。

#### イ 町の対応

国及び県から安定ヨウ素剤の配布、服用の指示が出された場合には、あらかじめ選定した公共施設等において安定ヨウ素剤の配布、服用を行えるよう、当該施設を開設し、県の活動に協力するものとする。

また、服用世帯数及び住民数、年齢構成等を把握し、県へ報告する。

## 第8節 飲食物の摂取制限・出荷制限・供給・分配

町は、国及び県から飲食物の摂取制限及び出荷制限等の指示がなされた場合は、以下のとおり対応するものとする。

県は、国からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、飲食物の検査を実施する。

県は、指針の指標を踏まえた国の指示及び指導・助言に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及

びこれらの解除を行う。

### 1 飲料水、飲食物の摂取制限及び解除

町は、指針の指標を踏まえた国及び県の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、汚染水源の使用禁止、汚染飲料水の飲用禁止及び汚染飲食物の摂取制限について、住民に周知する等、必要な措置を講じるものとする。

### 2 農林水産物等の採取及び出荷制限

町は、県から、国の指針、指導及び助言等を踏まえた農林水産物等の採取及び出荷制限措置があった場合は、これに協力するものとする。

また、町は、実施する措置について、県とともにその内容について、生産者、地域住民等への周知徹底及び注意喚起に努める。

### 3 飲食物、生活必需品等の供給、分配及び調達

町は、県及び関係機関と協力し、被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとする。

町は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には、県等に対し、物資の調達を要請するものとする。

## 第9節 緊急輸送活動

原子力災害が発生した場合に、避難者、専門家、モニタリング要員、スクリーニング要員の移送、飲食物の搬送等を円滑に実施するため、町、県及びその他防災関係機関は、緊急輸送並びにその支援活動を行うものとする。

### 1 緊急輸送活動

#### (1) 緊急輸送の対象

緊急輸送の対象は、以下のものとする。

- ア 避難者及び避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- イ モニタリング、スクリーニング、安定ヨウ素剤配布・服用指示に必要な人員及び資機材
- ウ 緊急事態応急対策要員及び必要な資機材
- エ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- オ その他緊急に輸送を必要とするもの

#### (2) 緊急輸送の順位

緊急輸送の円滑な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の順位を原則として調整する。

- 第1位 人命救助、救急活動に必要な輸送、対応方針を定める少人数のグループのメンバー
- 第2位 避難者、災害状況の把握、進展予測のための専門家・資機材
- 第3位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材
- 第4位 住民の生活を確保するために必要な物資

第5位 その他緊急事態応急対策のために必要となるもの

### (3) 緊急輸送体制の確立

町は、県及びに関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、緊急輸送活動を実施するものとする。

## 第10節 住民等への的確な情報提供活動

町は、国及び県と連携し、原子力災害に関する情報を、多様な手段により迅速かつ的確に、分かりやすく提供するとともに、住民等の問い合わせに対応するため、相談窓口を設置する。

### 1 住民等への情報提供活動

#### (1) 住民への広報

町は、住民等への情報提供を図るため、次の方法等、利用可能な様々な手段を用いて情報提供活動を実施する。

ア 町防災行政無線

イ 広報車

ウ 自治会、自主防災組織、まちづくり協議会、民生委員・児童委員との連携

エ 電子メール

オ 町ホームページ

カ その他の方法

また、町は、以下の事項について情報提供活動を実施する。

ア 事故・災害等の概況（モニタリング結果を含む）

イ 緊急事態応急対策の実施状況

ウ テレビ、ラジオの報道、防災行政無線等に注意するよう呼びかけ

エ 避難住民を受け入れる場合、避難住民の受け入れを行う旨及び車両の運転を控える等、避難を円滑に行うための協力呼びかけ

オ 不安解消のための住民に対する呼びかけ

#### (2) 実施方法

住民等への情報提供に当たっては、以下のことに配慮する。

ア 情報提供に当たっては、情報の発信元を明確にするとともに、あらかじめ例文を準備し、専門用語や曖昧表現は避け、分かりやすく誤解を招かない表現を用いる。

イ 住民が利用可能な媒体を活用し、繰り返し広報するなど、情報の空白時間が生じないように定期的な情報提供に努める。

#### (3) 広報内容及び要配慮者への配慮

町は、住民等のニーズを十分把握し、原子力災害の状況（事故の状況、緊急時モニタリング

結果等)、農林畜水産物の放射性物質調査の結果、及び出荷制限等の状況、避難情報、緊急時における留意事項、安否情報、医療機関などの情報、町、県、国等が講じている対策に関する情報、交通規制など住民等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を提供する。

その際、自治会、自主防災組織、まちづくり協議会、民生委員・児童委員等と連携し、要配慮者に配慮した情報提供を行う。

## 2 住民等からの問い合わせに対する対応

町及び県は、住民等からの問い合わせに速やかに対応するため、窓口の設置、人員の配置等体制を確立する。被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないように配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。

# 第11節 文教対策

学校等は、原子力災害時における生徒等の安全を確保するため、必要な対策を講じるとともに、避難所となった場合でも、適切な運営を図るものとする。

## 1 生徒等の安全確保措置

### (1) 臨時休校等の措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、生徒等の安全確保のため、状況に応じて臨時休校等の措置を行う。

### (2) 登下校での措置

学校等は、原子力災害が発生したときは、災害の状況に応じて、通学経路の変更、集団登下校等の措置を行う。

## 2 避難所となる場合の対応

学校等は、町から要請があった場合、学校施設の安全性を確認した上で、体育館等を避難所として開放するとともに、学校の防災組織体制の役割分担によりあらかじめ指定された職員が、避難所運営マニュアル等に基づき、避難住民等の収容をはじめとした避難所運営を支援するものとする。

## 第12節 核燃料物質等の運搬中の事故に対する応急対策

### 1 輸送に係る事業者等

(1) 輸送に係る事業者等は、核燃料物質等の運搬中の事故が発生した場合は、速やかに県に通報する。県は、通報の内容を町に連絡する。

また、当該事故に伴い施設敷地緊急事態に該当するに至った場合には、輸送に係る事業者等の防災管理者は、直ちにその旨を国、県、町、警察、消防機関など関係機関に文書により通報し、主要な機関に対してはその着信を確認する。

(2) 輸送に係る事業者等は、直ちに、携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図るものとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ、他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

### 2 町及び県

町及び県は、相互に協力して事故の状況把握に努めるとともに、国の主体的な指導のもと、関係機関と連携して、事故現場周辺の住民避難指示等必要な措置を講じるものとする。

### 3 警察

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するものとする。

### 4 消防機関

事故の通報を受けた不破消防組合は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

## 第13節 放射性同位元素取扱事務所等における放射性物質災害発生時の応急対策

### 1 事故等の発生に係る県への通報

事業者から事故等の発生の通報を受けた場合、県へ事故等の発生について直ちに通報する。

### 2 警戒区域の設定及び住民等の立入り制限、退去等の措置

事業者に対し、災害防止のための措置をとるよう指示し、又は自らその措置を講じ、必要があるときは、警戒区域を設定し、住民等の立入り制限、退去等の措置を実施するとともに、地域住民に対し広報活動を行うものとする。避難の措置の実施者は、災害対策基本法等の規定に基づき、避難の勧告又は指示を行うものとする。

### 3 消防活動（消火・救助・救急）

事故の通報を受けた不破消防組合は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、その状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、輸送に係る事業者等と協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するものとする。

### 4 広報活動の実施

町及び警察は、協同して周辺住民等に対する広報活動を行うものとする。必要に応じ報道機関の協力を得て、放射性物質災害に関する情報を広く提供し、放射性物質災害に伴う社会的混乱や風評被害を未然に防ぎ、あるいはその軽減に努めるものとする。

### 5 医療関係活動

- (1) 放射線被ばく及び放射能汚染の可能性が認められるような場合は、スクリーニング及び除染等の対応可能な施設にあらかじめ協力依頼等の措置を講じる。
- (2) 放射線被ばく者の措置については、スクリーニング及び除染等の処置を行い、必要な診断・治療を行うことのできる被ばく医療機関に適切に搬送が行えるよう当該医療機関等と調整を行う。  
災害発生直後、水源地における水量を確認する。また、給水区域の断水状況の把握を行う。

## 第4章 原子力災害中長期対策

本章では、原災法第15条第4項の規定に基づき、原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に定めている。

なお、これ以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応する。

### 第1節 緊急事態宣言解除後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、県と連携し、必要に応じて、事後対策を行う。

### 第2節 環境放射線モニタリングの実施及び結果の公表

県は、原子力緊急事態解除宣言後、復旧に向けて次の判断等を行うため、国、隣接県、原子力事業者及びその他モニタリング関係機関とともに環境放射線モニタリングを行い、放射線量及び放射性物質濃度の継時的変化を継続して把握し、その結果を速やかに公表するものとされており、町は、その活動に協力するものとする。

- (1) 避難区域見直し等の判断を行うこと
- (2) 被ばく線量を管理し低減するための方策を決定すること
- (3) 現在及び将来の被ばく線量を推定すること等

### 第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

### 第4節 各種制限措置の解除

町は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、飲食物の出荷制限、摂取制限等各種制限措置の解除を行う。また、解除実施状況を確認するとともに、解除について住民へ周知を行う。



## 第5節 放射性物質による環境汚染への対処

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関とともに、放射性物質による環境汚染への対処について必要な措置を行う。

## 第6節 被災地域住民等に係る記録の作成

町は、避難及び屋内退避の措置をとった住民等が災害時に当該地位に所在した旨を証明し、また、避難所等においてとった措置等を、あらかじめ定められた様式で記録するものとする。

また、町は、被災地の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録するものとする。

## 第7節 被災者等の生活再建等の支援

町は、国及び県と連携し、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたるきめ細かな支援に努めるものとする。

また、町は、国及び県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、可能な限りワンストップで対応できる総合相談窓口の設置に努めるものとする。

更に、町外に避難した被災者に対しても、町及び避難先の市町村が協力することにより、必要な情報や支援・サービスの提供に努めるものとする。

## 第8節 風評被害等の影響の軽減

町は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく観光業、農林水産漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動に努めるものとする。

## 第9節 被災中小企業等に対する支援

町は、国及び県と連携し、必要に応じ災害復旧高度化資金貸付、小規模企業者等設備導入資金貸付及び中小企業制度融資貸付等により、設備復旧資金、運転資金の貸付等、支援に努めるものとする。

また、被災中小企業等に対する援助、助成措置について広報するとともに、相談窓口を設置する。

## 第10節 心身の健康相談体制の整備

町は、国からの放射性物質による汚染状況調査や、指針に基づき、国及び県とともに、被災者等に対する心身の健康相談及び健康調査を行うための体制の整備に努めるものとする。